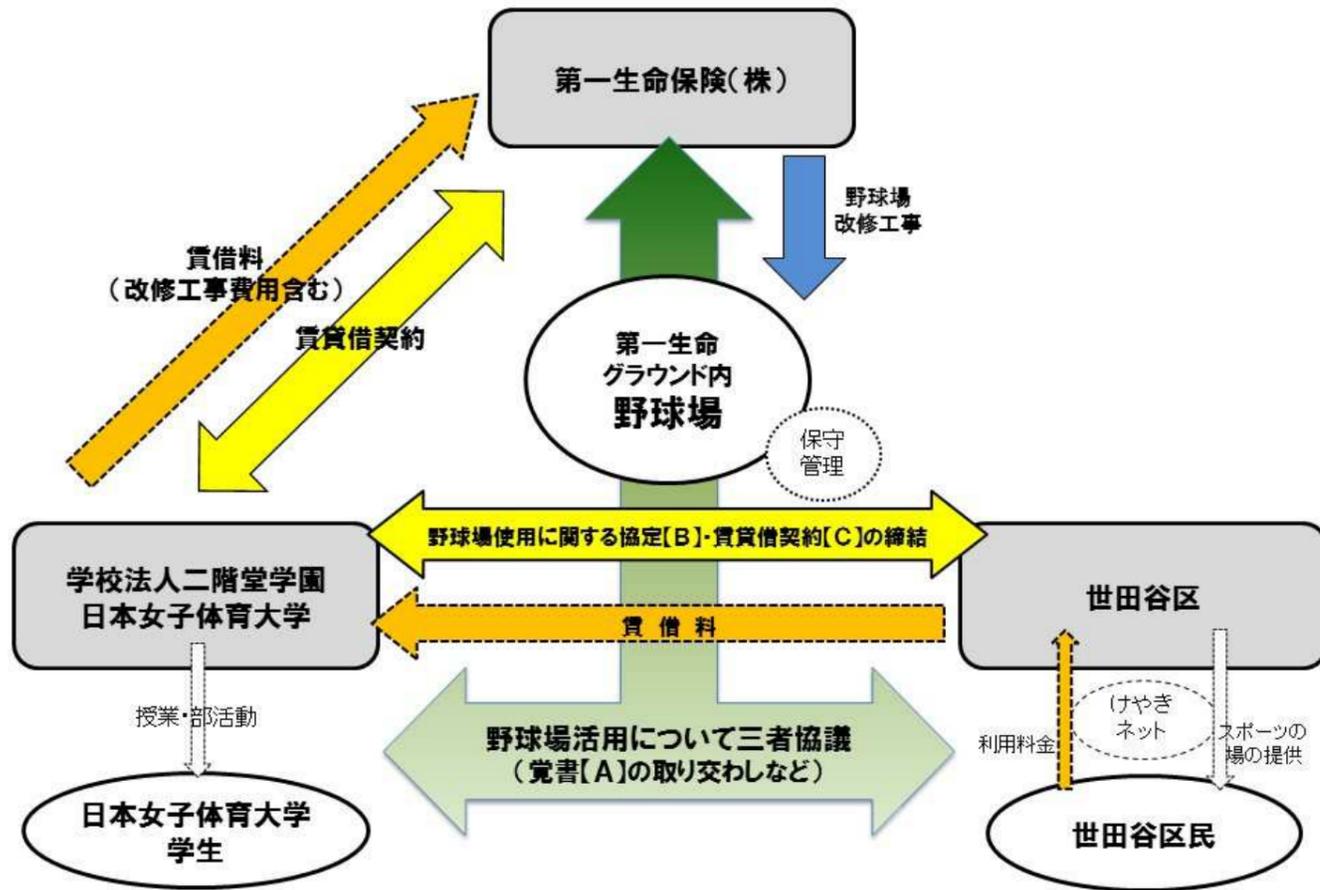


第一生命グラウンド野球場 活用スキーム(案)



二者間での文書による確認として覚書を締結。

日本女子体育大学との二者間で協定・契約を締結。

活用にあたっての基本事項及び協議事項

- 野球場については、第一生命と日本女子体育大学が賃貸借契約を締結する。
- 区は日本女子体育大学と賃貸借契約を締結し、利用枠に応じた賃借料を日本女子体育大学に支払う。
- 施設の利用に必要な改修工事については、第一生命が開発行為の中で行う。
- 施設の利用日時や利用枠については、区と日本女子体育大学で協議し決定する。
 - ・利用希望時間帯が重なる平日夜間・土日祝日については、双方50%ずつ利用することを基本とし、夏休み等の時季や使用実績に基づき協議していく。
 - ・平日昼間については区民利用枠としての開放を基本とし、区民・日本女子体育大学いずれも利用しない枠は双方で経費を50%ずつ負担する。
- 利用開始後の維持管理については、区と日本女子体育大学で協議し行う。
 - ・区民利用にかかる業務(受付など)については区が負担する。

概算経費(想定)

賃借料・維持管理経費等 約22,000千円(年間)
 ※年間の利用枠のうち、約50%を区が利用する場合。実際に使用する枠数により増減する。

今後のスケジュール(想定)

令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
<ul style="list-style-type: none"> ●政策会議 ●三者覚書【A】の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本女子体育大学と協定【B】の締結 ●日本女子体育大学と契約【C】の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本女子体育大学と契約【C】の締結
第一生命グラウンド開発行為	野球場改修工事	野球場の使用開始 ※時期未定

野球場の利用目的

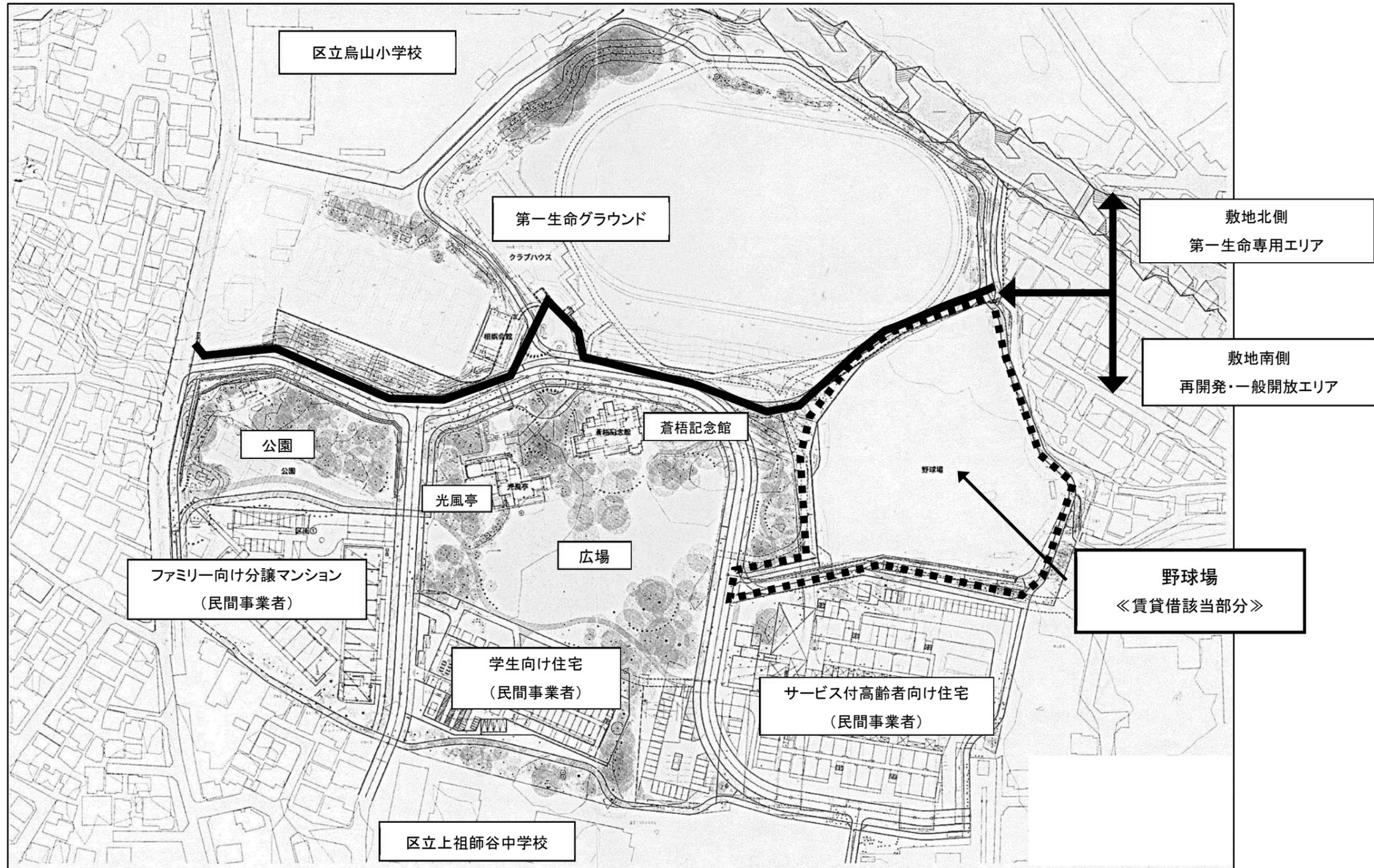
	日本女子体育大学	世田谷区
利用目的	部活動など大学活動の場	区民のスポーツ活動の場
利用希望競技種目	野球、ソフトボール、サッカー、ラクロス等	野球、少年野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー、フットサル、ラクロス等
利用希望時間帯	平日(夜間) 土・日・祝日(午前、午後、夜間)	平日(午前、午後、夜間) 土・日・祝日(午前、午後、夜間)

覚書・協定・賃貸借契約

	締結時期	世田谷区	日本女子体育大学	第一生命
野球場の活用にかかる覚書【A】	令和2年度内 ※調整中	・野球場の活用にあたっての基本的な事項、協議内容 ・野球場を契機とした三者連携に関すること(ほか)		
野球場使用に関する協定【B】	野球場 使用開始前	・野球場の使用に関する基本的な事項 ・区・日本女子体育大学双方の役割分担(ほか)		
野球場使用に関する賃貸借契約【C】	毎年(4月)	・当該年度の利用枠の決定 ・利用枠に基づく賃借料 ・当該年度の保守・維持管理経費の確認(ほか)		

給田一丁目第一生命グラウンド 案内図

■住所 世田谷区給田一丁目1番地



※ 民間事業者が整備する「ファミリー向け分譲マンション」「学生向け住宅」「サービス付高齢者向け住宅」は、令和4年度以降に完成する予定。